

## 令和7年度工事随意契約調べ(12月分)

契約年月	受注者		工事名		工事場所		工 期	備考
	工事担当課	工事番号	設 計	金 額	請負代金額	契約の種類		
R7.12.11	株式会社 東部建設		平尾川河川改良工事		和歌山市平尾地内		R7.12.12	市管理河川の準用河川永山川と平尾川の合流部において、令和7年6月24日未明の大雨により護岸倒壊の被害を受け、平尾川災害復旧工事を実施しているところであるが、現地調査した際、被災箇所の上流区間においても、河床が洗堀され護岸基礎が露出していることが確認された。 これは本被災原因と同様のメカニズムであると考えられ、早期に対策を実施しなければ護岸が倒壊し、周辺家屋に影響を及ぼす恐れがある。
200	河川港湾課	25000120		13,982,100	13,563,000	随意契約	R8.3.31	~ については、平尾川災害復旧工事の受注業者である株式会社東部建設は、地元業者かつ永山川での施工実績があるため現場条件を熟知しており、和田川において同種の災害復旧工事の経験を有していることから早期に的確な対応を実施できること、また、平尾川災害復旧工事において設置している施工ヤードや進入路を活用することで、施工期間の短縮と費用の縮小を図れることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第6号を適用し、随意契約とした。